

令和 7 年 2 月 秋 田 市 議 会 定 例 会 提 出 案 件 目 次

番 号	件 名
1	令和 7 年度秋田市一般会計予算の件
2	令和 7 年度秋田市土地区画整理会計予算の件
3	令和 7 年度秋田市市有林会計予算の件
4	令和 7 年度秋田市市営墓地会計予算の件
5	令和 7 年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件
6	令和 7 年度秋田市大森山動物園会計予算の件
7	令和 7 年度秋田市廃棄物発電会計予算の件
8	令和 7 年度秋田市病院事業債管理会計予算の件
9	令和 7 年度秋田市学校給食費会計予算の件
10	令和 7 年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件
11	令和 7 年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件
12	令和 7 年度秋田市介護保険事業会計予算の件
13	令和 7 年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件
14	令和 7 年度秋田市水道事業会計予算の件
15	令和 7 年度秋田市下水道事業会計予算の件
16	令和 7 年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件
17	令和 6 年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件
18	令和 6 年度秋田市一般会計補正予算（第 12 ¹³ 号）の件
19	令和 6 年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第 2 号）の件
20	令和 6 年度秋田市市有林会計補正予算（第 1 号）の件
21	令和 6 年度秋田市市営墓地会計補正予算（第 2 号）の件
22	令和 6 年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第 3 号）の件
23	令和 6 年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第 2 号）の件
24	令和 6 年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第 2 号）の件
25	令和 6 年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）の件
26	令和 6 年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）の件
27	令和 6 年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）の件
28	令和 6 年度秋田市水道事業会計補正予算（第 2 号）の件
29	令和 6 年度秋田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の件
30	令和 6 年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）の件
31	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定する件
32	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件
33	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
34	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
35	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件

- 36 秋田市市税条例の一部を改正する件
- 37 秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する件
- 38 秋田市立佐竹史料館条例を設定する件
- 39 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件
- 40 秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する件
- 41 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
- 42 秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する件
- 43 秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件
- 44 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
- 45 秋田市子ども福祉医療基金条例を廃止する件
- 46 秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する件
- 47 秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する件
- 48 秋田市手数料条例の一部を改正する件
- 49 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件
- 50 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件
- 51 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件
- 52 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件
- 53 秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件
- 54 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件
- 55 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件
- 56 公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件
- 57 秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画の一部を変更する件
- 58 秋田市雄和平尾鳥辺地に係る総合整備計画を定める件
- 59 包括外部監査契約を締結する件
- 60 秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 61 秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件
- 62 秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 63 秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
- 64 市道上北手牛島線牛島車輛基地跨線橋橋梁補修工事の施行に関する協定を締結する件
- 65 旧秋田市文化会館解体工事請負契約の変更契約を締結する件

議案第17号

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,585,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	28,466,958	14,234	28,481,192
	1 国庫負担金	20,190,621	14,234	20,204,855
17	県支出金	10,503,885	7,500	10,511,385
	1 県負担金	7,145,719	7,500	7,153,219
19	寄附金	1,724,913	500,000	2,224,913
	1 寄附金	1,724,913	500,000	2,224,913
23	市債	13,241,500	9,600	13,251,100
	1 市債	13,241,500	9,600	13,251,100
	歳入合計	153,054,400	531,334	153,585,734

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	18,713,774	492,303	19,206,077
	1 総務管理費	16,767,175	492,303	17,259,478
3	民生費	57,494,854	10,000	57,504,854
	5 災害救助費	360,261	10,000	370,261
11	災害復旧費	140,205	29,031	169,236
	2 公共土木施設災害復旧費	131,901	29,031	160,932
	歳 出 合 計	153,054,400	531,334	153,585,734

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	千円 57,230

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共土木施設 災害復旧費	千円 79,100	千円 9,600	千円 88,700			
計	13,241,500	9,600	13,251,100			

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

2 歳 入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
4 災害復旧費国庫負担金	千円 52,800	千円 14,234	千円 67,034	1 公共土木施設 災害復旧費負 担金	千円 14,234
計	20,190,621	14,234	20,204,855		

17款 県支出金

1項 県負担金

1 民生費県負担金	7,041,523	7,500	7,049,023	6 災害救助費負 担金	7,500
計	7,145,719	7,500	7,153,219		

19款 寄附金

1項 寄附金

1 総務費寄附金	1,722,261	500,000	2,222,261	1 総務管理費寄 附金	500,000
計	1,724,913	500,000	2,224,913		

23款 市債

1項 市債

10 災害復旧債	87,400	9,600	97,000	3 公共土木施設 災害復旧債	9,600
計	13,241,500	9,600	13,251,100		

説	明	
02 公共土木施設災害復旧費負担金	(都市総)	千円 14,234

03 災害弔慰金等負担金	(福祉総)	7,500
--------------	-------	-------

06 総務管理費寄附金	(人移対)	500,000
-------------	-------	---------

01 土木施設災害復旧債	(財 政)	9,600
--------------	-------	-------

1 6 款 国庫支出金 1 7 款 県支出金 1 9 款 寄附金 2 3 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
6 企画費	千円 1,067,756	千円 233,954	千円 1,301,710	千円	千円	千円	千円 233,954
10 財政管理費	98,899	258,349	357,248				258,349
計	16,767,175	492,303	17,259,478	0	0	0	492,303

3 款 民生費

5 項 災害救助費

1 災害救助費	360,261	10,000	370,261	7,500			2,500
計	360,261	10,000	370,261	7,500	0	0	2,500

1 1 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災害復旧費	79,201	29,031	108,232	14,234	9,600		5,197
計	131,901	29,031	160,932	14,234	9,600	0	5,197

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	千円 57,683	【企画財政部関係】 秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	千円 233,954
12 委託料	176,271		233,954
24 積立金	258,349	【企画財政部関係】 財政調整基金積立金	258,349
			258,349

19 扶助費	10,000	【福祉保健部関係】 災害弔慰金支給事業	10,000
			10,000

8 旅費	105	【都市整備部関係】 公共土木施設災害復旧事業	29,031
12 委託料	1,575		29,031
14 工事請負費	13,941		
16 公有財産購入 費	6,609		
21 補償、補填及 び賠償金	6,801		

2 款 総務費 3 款 民生費 1 1 款 災害復旧費

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中			
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			
		補 正 前 の 額		補 正 額	計
		前 年 度 か ら の 繰 越 分	当 該 年 度 分		
1 普 通 債	88,055,178	5,468,200	12,257,700		17,725,900
(1) 土 木	35,108,316	2,876,600	4,284,100		7,160,700
(2) 農 林 水 産	2,773,530	418,200	375,700		793,900
(3) 教 育	13,914,313	1,701,000	3,724,200		5,425,200
(4) 公 営 住 宅	2,688,569		39,800		39,800
(5) 保 健 衛 生	7,249,196		1,122,500		1,122,500
(6) 消 防	2,564,981	48,700	1,122,500		1,171,200
(7) 民 生	1,496,113	145,300	140,800		286,100
(8) 商 工	118,636		37,900		37,900
(9) 過 疎 債	412,174	111,100	403,900		515,000
(10) そ の 他	21,729,350	167,300	1,006,300		1,173,600
2 災 害 復 旧 債	1,778,172	280,200	87,400	9,600	377,200
(1) 土 木	474,450	126,700	26,400	9,600	162,700
(2) 農 林 水 産	221,530	149,100			149,100
(3) 教 育	38,163	4,400			4,400
(4) 保 健 衛 生	1,044,029		8,300		8,300
(5) 公 営 住 宅			52,700		52,700
3 そ の 他	54,977,457	3,600	896,400		900,000
地域総合整備					
(1) 資金貸付金	287,241				
(2) 減収補てん債	1,105,329				
(3) 減税補てん債	168,438				
(4) 臨時財政対策債	53,282,249		896,400		896,400
(5) 歳入欠かん等債	134,200	3,600			3,600
合 計	144,810,807	5,752,000	13,241,500	9,600	19,003,100

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,617,179		7,617,179	98,163,899
2,908,684		2,908,684	39,360,332
140,345		140,345	3,427,085
1,339,335		1,339,335	18,000,178
194,696		194,696	2,533,673
591,030		591,030	7,780,666
519,520		519,520	3,216,661
105,129		105,129	1,677,084
9,879		9,879	146,657
54,948		54,948	872,226
1,753,613		1,753,613	21,149,337
151,853		151,853	2,003,519
60,741		60,741	576,409
24,274		24,274	346,356
1,012		1,012	41,551
65,826		65,826	986,503
			52,700
4,736,719		4,736,719	51,140,738
41,462		41,462	245,779
63,529		63,529	1,041,800
93,873		93,873	74,565
4,537,855		4,537,855	49,640,794
			137,800
12,505,751		12,505,751	151,308,156

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 531,334 千円

上記のうち特定財源 31,334

差 引 一 般 財 源 500,000

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
19 寄 附 金	500,000	1 寄 附 金	500,000
計	500,000		

議案第31号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定する件

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように設定する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(秋田市職員給与条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第26条の2第3号および第4号ならびに第26条の3第1項第1号および第5項第1号
- (2) 秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）第9条第2号および第10条
- (3) 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和32年秋田市条例第1号）第6条
- (4) 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）第5条第1号
- (5) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例（平成5年秋田市条例第28号）第15条
- (6) 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例（平成5年秋田市条例第35号）第15条
- (7) 秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）第13条第4項第2号および第26条第1項第2号

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市職員の退職手当に関する条例(昭和29年秋田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号および第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の見出し、同条第1項第1号および第15条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市職員退職年金条例の一部改正)

第3条 秋田市職員退職年金条例(昭和29年秋田市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第33条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市文化振興条例の一部改正)

第4条 秋田市文化振興条例(昭和58年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市屋外広告物条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 秋田市屋外広告物条例(平成8年秋田市条例第42号)第30条の2
- (2) 秋田市公害防止条例(平成9年秋田市条例第7号)第34条
- (3) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年秋田市条例第32号)附則第5項および附則第6項
- (4) 秋田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年秋田市条例第47号)第53条から第55条まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(秋田市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）ならびにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例第26条の3第1項

(第1号に係る部分に限る。) および第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第13条第1項および第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)ならびに第17条第4項ならびに秋田市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法の一部改正(令和4年法律第67号)等に伴い、規定を整備するため、この条例を設定しようとするものである。

議案第32号

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条中「ついては、」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（令和6年法律第22号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第33号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第6項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第20項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、

退職職員（退職した秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法の一部改正（令和6年法律第26号）に伴い、失業者の退職手当の支給要件等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第34号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和6年法律第42号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第35号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和6年法律第42号）に伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第36号

秋田市市税条例の一部を改正する件

秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第47条の2第1項第1号および第77条第2項第2号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第122条の10第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第131条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和6年法律第46号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第37号

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正（令和6年法律第46号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第38号

秋田市立佐竹史料館条例を設定する件

秋田市立佐竹史料館条例を次のように設定する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立佐竹史料館条例

(設置)

第1条 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の収集、保存、展示および調査を通じ、市民の教育と文化の向上に資するとともに、歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、秋田市立佐竹史料館（以下「史料館」という。）を秋田市千秋公園1番4号に設置する。

(事業)

第2条 史料館において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の収集、保存および展示に関すること。
- (2) 佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料等の調査研究に関すること。
- (3) 市民の郷土の歴史に関する学習の支援および人材の育成の寄与に関すること。
- (4) 歴史を生かしたまちづくりおよびにぎわいづくりの推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、史料館の設置の目的を達成するために必要と認める事業

(展示室)

第3条 史料館の展示室は、常設展示室および企画展示室とする。

(観覧料等)

第4条 史料館の展示室において歴史資料等を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用の許可)

第5条 別表第2に掲げる史料館の施設を専用して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、史料館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料等)

第6条 史料館の施設を専用して使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(観覧料等の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条第1項の観覧料又は前条第1項の使用料を減免することができる。

(観覧料等の不還付)

第8条 既納の観覧料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、史料館の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）

は、許可を受けた目的以外に史料館の施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第11条 専用使用者は、史料館の施設の使用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 史料館を使用する者は、その使用を終えたとき、又は第9条の規定により使用を停止されたとき、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 入館者および史料館を使用する者は、歴史資料等もしくは史料館の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(佐竹史料館協議会)

第14条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、史料館に秋田市立佐竹史料館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者その他市長が適当と認める者の中から、市長が任命する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(秋田市都市公園条例の適用)

第15条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理に関し必要な事項は、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項および附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 第14条第3項の規定による協議会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(秋田市都市公園条例の一部改正)

- 4 秋田市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2 千秋公園の項中

久保田城 御隅櫓	個人 使用	一般	1人	150円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
		高校生以下	1回	無料	
	団体 使用	一般	につき	120円	
		高校生以下		無料	
佐竹史料 館	個人 使用	一般	1人	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
		高校生以下	1回	無料	
	団体 使用	一般	につき	80円	
		高校生以下		無料	
	年間使用		1人 1年 間 につ き	210円	

を

			<p>して1年間の使用をいう。</p> <p>年間使用の使用料を納付した者の当該年間使用の期間に係る久保田城御隅櫓の使用料は、無料とする。</p>
--	--	--	---

久保田城御隅櫓	個人使用	一般	1人	150円	<p>団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。</p> <p>秋田市立佐竹史料館条例（令和7年秋田市条例第 号）別表第1に定める年間観覧料の納付をした者</p>
		高校生以下	1回	無料	
	団体使用	一般	につき	120円	
		高校生以下	き	無料	

に

					の当該納付 をした日か ら起算して 1年の間に 係る久保田 城御隅櫓の 使用料は、 無料とす る。
--	--	--	--	--	---

改める。

別表第1 観覧料（第4条関係）

区分		金額
常設展観覧料	個人	1人 500円
	団体	1人 400円
年間観覧料		1人 1,300円
企画展観覧料		1人につき、市長が別に定める額

備考

- 1 常設展観覧料とは、常設展示室における歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 2 団体とは、観覧しようとする者（高校生以下を除く。）の人数が20人以上の団体をいう。
- 3 年間観覧料とは、納付をした日から起算して1年の間、常設展示室における歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 4 企画展観覧料とは、企画展示室における特別の企画による歴史資料等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
- 5 高校生以下の観覧料は、無料とする。

別表第2 講義室等の使用料（第5条、第6条関係）

--	--	--	--	--

施設	単位	金額
講義室	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 1 時間につき	2,100円
屋上テラス	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 1 平方メートル	5円
屋外広場	ル 1 時間につき	5円

備考

- 1 専用使用者が午前 9 時から午後 4 時 30 分までの時間以外の時間に使用するときの使用料の額は、1 時間（屋上テラスおよび屋外広場にあっては、1 平方メートル 1 時間）につき、この表に規定する金額の 2 倍に相当する額とする。
- 2 使用時間が 1 時間に満たないときは当該使用時間を 1 時間とし、使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは当該端数を 1 時間に切り上げる。
- 3 専用使用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表の規定に基づき算定した額の 2 倍に相当する額とする。

提案理由

佐竹史料館を設置し、観覧料等を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第39号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2空家等対策審議会委員の項の次に次のように加える。

佐竹史料館協議会委員	日額 7,300円
------------	-----------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

佐竹史料館協議会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするものである。

議案第40号

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する件

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成24年秋田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(9) 秋田市立佐竹史料館

第3条第2項中「500円」を「1,000円」に改め、同条第6項中「資料ならびに」を「資料、」に改め、「除く。）」の次に「ならびに秋田市立佐竹史料館条例（令和7年秋田市条例第 号）第4条第1項の規定により観覧することができる歴史資料等（企画展に係るものを除く。）」を加える。

第4条中「第4条および」を「第4条、」に、「の規定の」を「および秋田市立佐竹史料館条例第4条第1項の規定の」に改め、「特別展」の次に「および秋田市立佐竹史料館における企画展」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

佐竹史料館の設置等に伴い、文化施設における共通観覧料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第41号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）第87条第4項
- (2) 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）第37条第5項
- (3) 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）第45条第4項
- (4) 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第68号）第30条第5項
- (5) 秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第70号）第13条第1項第6号および第22条第1項第6号
- (6) 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する

基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）第147条第1項ただし書および同項第4号、第182条第1項ただし書および同項第3号ならびに第189条第1項第1号、第2号および第4号

(7) 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）第129条第1項ただし書および同項第4号、第166条第1項ただし書および同項第3号ならびに第173条第1項第1号、第2号および第4号

(8) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）第35条第2号

(9) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第17条第1項第2号

(10) 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）第7条第2項第2号

(11) 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）第6条第1項ただし書、同項第3号および第7項ただし書

（秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「、栄養士又は」を「、栄養士もしくは管理栄養士又は」に改める。

(1) 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）第4条第12項

(2) 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）第152条第13項（秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書および同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

第45条第1項ただし書および同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分および同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

(秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書および同項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分および同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書、同項第4号および第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第12項ただし書中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第20項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

栄養士法の一部改正（令和6年法律第53号）等に伴い、指定障害福祉サービスの事業等における栄養士の配置に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第42号

秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する件

秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

秋田市感染症の診査に関する協議会条例（平成11年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「3人以上」を「5人以内」に改め、同項第2号および第3号中「1人以上」を「2人以内」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（部会）

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した当該部会に属する委員のいずれかの1人がその職務を代理する。

6 第3条第2項および第3項ならびに前条の規定は、部会の会議について準用する。

7 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

秋田市感染症の診査に関する協議会に部会を設置することができることとするとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第43号

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める
条例を設定する件

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例
を次のように設定する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める
条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に

定めるところによる。

(1) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。

(2) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児であつて、満3歳に満たないものをいう。

(3) 乳幼児 法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児をいう。

(4) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳幼児への適切な遊びおよび生活の場の提供ならびにその保護者との面談および当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号）第1条の規定により置かれる秋田市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとと

もに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流および連携を図り、利用乳幼児の保護者および地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火用具、非常口その他非常災害に際し必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難訓練および消火訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知すると

ともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の当該利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、当該利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（利用乳幼児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業において利用乳幼児およびその保護者に乳児等通園支援を提供する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論および実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識および技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のため、研修

の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その提供する乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員として兼ねさせることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の乳児等通園支援事業者の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をすること。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、当該乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に対し、食事の提供を行う場合（当該乳児等通園支援事業所外で調理し、搬入する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所内で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的および運営の方針

(2) 提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数および職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額

(6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第18条 乳児等通園支援事業者は、職員、財産、収支および利用乳幼児の処遇の状況を明らかにした記録を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、当該乳児等通園支援事業者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、市から、当該乳児等通園支援事業所が提供した乳児等通園支援に関し、当該乳児等通園支援の提供について指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業および余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童

の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室および便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室および便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イおよびカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の

中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

ウ イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合は、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備および消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事そ

の他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ってはならない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児およびその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、常に利用乳幼児の保護者

と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等について、当該保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備および職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備および職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）
(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第27条 第24条および第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の

用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表 階に応じた施設および設備（第22条関係）

左欄	中欄	右欄
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	--

提案理由

児童福祉法の一部改正（令和6年法律第47号）等に伴い、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第44号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「12年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和6年内閣府・文部科学省令第3号）等に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例を延長すること等とするため、改正しようとするものである。

議案第45号

秋田市子ども福祉医療基金条例を廃止する件

秋田市子ども福祉医療基金条例を次のように廃止する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市子ども福祉医療基金条例を廃止する条例

秋田市子ども福祉医療基金条例（平成25年秋田市条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

子ども福祉医療基金を廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。

議案第46号

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する件

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」を「第10条の5もしくは第13条」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「同項」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年法律第47号）に伴い、妊婦のための支援給付における報告等に係る過料について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第47号

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する件

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正（令和6年政令第221号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第48号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第36号中「17,000円」を「22,000円」に改め、同表第37号中「8,500円」を「13,000円」に改める。

別表第5中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次のように加える。

<p>(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成等工事許可申請手数料</p>	<p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 500平方メートル以内のとき 16,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 27,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル</p>
--	-----------------------	---

- 以内のとき 39,000円
- (エ) 2,000平方メートルを
超え3,000平方メートル
以内のとき 57,000円
- (オ) 3,000平方メートルを
超え5,000平方メートル
以内のとき 72,000円
- (カ) 5,000平方メートルを
超え10,000平方メートル
以内のとき 96,000円
- (キ) 10,000平方メートルを
超え20,000平方メートル
以内のとき 150,000円
- (ク) 20,000平方メートルを
超え40,000平方メートル
以内のとき 230,000円
- (ケ) 40,000平方メートルを
超え70,000平方メートル
以内のとき 370,000円
- (コ) 70,000平方メートルを
超え100,000平方メー
トル以内のとき 530,000
円
- (サ) 100,000平方メートル
を超えるとき 690,000
円
- イ 土石の堆積に関する工事
の場合 次に掲げる土石の
堆積を行う土地の面積の区
分に応じ、それぞれ次に定

める金額

- (ア) 500平方メートル以内
のとき 11,000円
- (イ) 500平方メートルを超
え1,000平方メートル以
内のとき 13,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル
以内のとき 16,000円
- (エ) 2,000平方メートルを
超え3,000平方メートル
以内のとき 19,000円
- (オ) 3,000平方メートルを
超え5,000平方メートル
以内のとき 28,000円
- (カ) 5,000平方メートルを
超え10,000平方メートル
以内のとき 31,000円
- (キ) 10,000平方メートルを
超え20,000平方メートル
以内のとき 38,000円
- (ク) 20,000平方メートルを
超え40,000平方メートル
以内のとき 52,000円
- (ケ) 40,000平方メートルを
超え70,000平方メートル
以内のとき 72,000円
- (コ) 70,000平方メートルを
超え100,000平方メート
ル以内のとき 100,000

		円 (サ) 100,000平方メートル を超えるとき 130,000 円
(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成等工事計画変更許可申請手数料	ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が690,000円を超えるときは、その手数料の額は、690,000円とする。 (ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の場合（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前号アに規定する額に10分の1を乗じて得た額 (イ) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入

に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の場合については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前号アに規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

イ 土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が130,000円を超えるときは、その手数料の額は、130,000円とする。

(ア) 土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合
(イ)のみに該当する場合を除く。) については、土石の堆積を行う土地の面積 ((イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積) に応

		<p>じ前号イに規定する額に 10分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更の場合については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前号イに規定する額</p> <p>(ウ) その他の変更については、10,000円</p>
--	--	--

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、同年4月1日から施行する。

提案理由

宅地造成等規制法の一部改正（令和4年法律第55号）に伴い宅地造成等の工事の許可申請に係る手数料等を定めるとともに、興行場の経営の許可申請に係る手数料等の適正化を図るため、改正しようとするものである。

議案第49号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「表に掲げるとおり」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 確認申請等に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	16,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	42,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	59,000円

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	77,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	117,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	276,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	461,000円
50,000平方メートルを超えるもの	834,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	9,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	35,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	42,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	59,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	81,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	231,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	400,000円

50,000平方メートルを超えるもの	772,000円
--------------------	----------

第2条第2項中「前項の表」を「前項各号の表」に改め、同条第3項中「第1項に」を「第1項各号に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 確認申請等に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する建築による建築物が含まれるときは、全ての建築物について第1項第1号の規定を適用する。

第4条第1項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「表に掲げるとおり」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）である場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	24,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	28,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	50,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	83,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	122,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル	314,000円

以内のもの	
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	534,000円
50,000平方メートルを超えるもの	948,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	18,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	21,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	30,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	65,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	94,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	229,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	365,000円
50,000平方メートルを超えるもの	737,000円

第4条第2項中「前項の表」を「前項各号の表」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第7条第1項の規定に基づく申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知に特定建築行為による建築物が含まれるときは、全ての建築物について第1項第1号の規定を適用する。

第5条第1項および第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第6条第1項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

第7条第1項中「表に掲げるとおり」を「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 当該建築物の建築が特定建築行為である場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	21,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	33,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	47,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	81,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	114,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	297,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	518,000円
50,000平方メートルを超えるもの	934,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	27,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	37,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	86,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	212,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	349,000円
50,000平方メートルを超えるもの	723,000円

第7条第2項中「第4条第2項」の次に「および第3項」を加え、「前項の表」を「前項各号の表」に改める。

第9条第1項中「第2条第1項」を「第2条第1項各号」に、「第4条第1項」を「第4条第1項各号」に、「第7条第1項」を「第7条第1項各号」に改める。

別表第1号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、

同表第49号中「第2条第1項の表」を「第2条第1項第2号の表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部改正)

2 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条第1項」を「第2条第1項第2号」に改める。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正（令和4年法律第69号）等に伴い、建築物に関する確認申請手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第50号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を
改正する件

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を次の
ように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を
改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋
田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第7条」に改める。

第2条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を
「第12条第2項」に、「提出等の」を「確保計画の提出等の」に改め、同
条第4号中「省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する」を「非
住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が」に、「の非住宅建築物又
は複合建築物に係る提出等」を「であるものに係る確保計画の提出等（基
準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、
「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を
「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように
加える。

300平方メートル未満の場合	93,000円
----------------	---------

第2条第4号の表中「247,000円」を「118,000円」に、「323,000円」

を「155,000円」に、「460,000円」を「250,000円」に、「566,000円」を「326,000円」に、「669,000円」を「392,000円」に、「763,000円」を「459,000円」に改め、同号を同条第8号とし、同条第3号中「省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する」を「非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が」に、「の非住宅建築物又は複合建築物に係る提出等」を「であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	241,000円
----------------	----------

第2条第3号の表中「97,000円」を「302,000円」に、「129,000円」を「389,000円」に、「208,000円」を「554,000円」に、「271,000円」を「682,000円」に、「325,000円」を「806,000円」に、「381,000円」を「920,000円」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号中「省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する工場等に係る提出等」を「非住宅建築物であって、その非住宅部分の用途が工場等であるものに係る確保計画の提出等（基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものに限る。）」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	22,000円
----------------	---------

第2条第2号の表中「28,000円」を「30,000円」に、「39,000円」を「41,000円」に、「90,000円」を「102,000円」に、「133,000円」を「153,000円」に、「164,000円」を「189,000円」に、「202,000円」を「234,000円」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省

令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する」および「(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)」を削り、「同項」を「基準省令第1条第2項」に、「)と」を「)および」に改め、「又は複合建築物」を削り、「であるもの(以下「工場等」という。)に係る提出等」を「(以下「工場等」という。)であるものに係る確保計画の提出等(基準省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合するものに限る。)」に、「非住宅建築物又は非住宅部分」を「確保計画」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に改め、同表300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合の項の前に次のように加える。

300平方メートル未満の場合	26,000円
----------------	---------

第2条第1号の表中「24,000円」を「34,000円」に、「34,000円」を「47,000円」に、「84,000円」を「109,000円」に、「127,000円」を「160,000円」に、「157,000円」を「198,000円」に、「194,000円」を「244,000円」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 一戸建ての住宅(非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有しないものに限る。以下同じ。)に係る確保計画の提出等 確保計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合することについて、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあつては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法を併用して行われる場合にあつては29,000円、市長が認める方法のみにより行われる場合にあつては20,000円)
- (2) 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの(以下「共同住宅等」という。)に係る確保計画の提出等(確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することに

ついて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る。) 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積(確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分(廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。)の床面積を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	74,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	123,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	208,000円
5,000平方メートル以上の場合	298,000円

(3) 共同住宅等に係る確保計画の提出等(確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。) 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積(確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	55,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円
5,000平方メートル以上の場合	231,000円

(4) 共同住宅等に係る確保計画の提出等(確保計画が建築物エネルギー

消費性能基準に適合することについて市長が認める方法のみにより行われる場合に限る。) 確保計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積(確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	36,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	62,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	110,000円
5,000平方メートル以上の場合	166,000円

第2条に次の1号を加える。

(9) 複合建築物に係る確保計画の提出等 確保計画に係る建築物の住宅部分について第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積(確保計画に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および確保計画に係る建築物の非住宅部分について第5号の表、第6号の表、第7号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

第3条中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に、「提出等」を「確保計画の提出等」に改める。

第4条中「第11条」を「第13条」に改める。

第5条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「(非住宅部分を有しないものに限る。以下同じ。)」および「29,000円(」を削り、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「ついて」の次に「、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあつては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法

とを併用して行われる場合にあつては29,000円、」を、「方法」の次に「のみ」を加え、「16,000円」を「20,000円」に改め、「同項各号」の次に「（法第31条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「5,000円）」を「6,000円」に改め、同項第2号中「共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であつて非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）」を「共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限る。）」に、「次号に掲げるものを除く」を「向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る」に、「延べ面積（当該」を「床面積（」に、「法第35条第1項第1号」を「同号」に改め、「（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）」を削り、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「56,000円」を「74,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「93,000円」を「123,000円」に、「17,000円」を「22,000円」に、「157,000円」を「208,000円」に、「36,000円」を「48,000円」に、「224,000円」を「298,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に改め、同項第6号中「向上計画認定申請」の次に「（第2号から前号までに掲げるものを除く。）」を加え、「共同住宅等の部分」を「住宅部分」に、「又は第3号の表」を「、第3号の表又は第4号の表」に、「延べ面積」を「床面積」に改め、「当該」を削り、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第4号の表」を「第5号の表、第6号の表、第7号の表」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「省令第10条第1号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準に適合する」を削り、「非住宅建築物」の次に「又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であつて、その非住宅部分の用途が工場等であるもの」を、「向上計画認定申請」の次に「（基準省令第10条第1号ロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、「次の」を「向上計画に係る次の」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「182,000円」を「22,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「247,000円」を「30,000円」に、「15,000円」を「18,000円」に、「292,000円」を「41,000円」に、「22,000円」を「29,000円」に、

「417,000円」を「102,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に、「513,000円」を「153,000円」に、「101,000円」を「135,000円」に、「606,000円」を「189,000円」に、「128,000円」を「170,000円」に、「691,000円」を「234,000円」に、「159,000円」を「212,000円」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (7) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるものの向上計画認定申請（基準省令第10条第1号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	241,000円（適合証を提出する場合 にあつては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方 メートル未満の場合	302,000円（適合証を提出する場合 にあつては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満の場合	389,000円（適合証を提出する場合 にあつては、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満の場合	554,000円（適合証を提出する場合 にあつては、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満の場合	682,000円（適合証を提出する場合 にあつては、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満の場合	806,000円（適合証を提出する場合 にあつては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	920,000円（適合証を提出する場合 にあつては、212,000円）

- (8) 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であって、その非住宅部分の用途が工場等以外であるものの向上計画認定申請（基準省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準に適合するものに限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、

それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	93,000円（適合証を提出する場合 にあつては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方 メートル未満の場合	118,000円（適合証を提出する場合 にあつては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満の場合	155,000円（適合証を提出する場合 にあつては、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満の場合	250,000円（適合証を提出する場合 にあつては、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満の場合	326,000円（適合証を提出する場合 にあつては、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満の場合	392,000円（適合証を提出する場合 にあつては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	459,000円（適合証を提出する場合 にあつては、212,000円）

第5条第1項第4号中「省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準に適合する」を削り、「非住宅建築物」の次に「又は複合建築物（非住宅部分に限る。）であつて、その非住宅部分の用途が工場等であるもの」を、「向上計画認定申請」の次に「（基準省令第10条第1号ロ(1)に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、「次の」を「向上計画に係る次の」に、「延べ面積の」を「床面積の」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「71,000円」を「26,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「97,000円」を「34,000円」に、「15,000円」を「18,000円」に、「117,000円」を「47,000円」に、「22,000円」を「29,000円」に、「188,000円」を「109,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に、「245,000円」を「160,000円」に、「101,000円」を「135,000円」に、「295,000円」を「198,000円」に、「128,000円」を「170,000円」に、「345,000円」を「244,000円」に、「159,000円」を

「212,000円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「共同住宅等」の次に「又は複合建築物（住宅部分に限る。）」を加え、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「により行われるもの」を「のみにより行われる場合」に、「延べ面積（当該」を「床面積（」に、「前号」を「同号」に改め、同号の表中「延べ面積」を「床面積」に、「28,000円」を「36,000円」に、「8,000円」を「11,000円」に、「47,000円」を「62,000円」に、「17,000円」を「22,000円」に、「83,000円」を「110,000円」に、「36,000円」を「48,000円」に、「125,000円」を「166,000円」に、「64,000円」を「85,000円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限る。）の向上計画認定申請（向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 向上計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積（向上計画が同号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	55,000円（適合証を提出する場合にあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円（適合証を提出する場合にあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円（適合証を提出する場合にあつては、48,000円）
5,000平方メートル以上の場合	231,000円（適合証を提出する場合にあつては、85,000円）

第5条第2項中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改める。

第6条第1項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第6条の」を「前条の」に、「第2条第1項」を「第2条第1項第2号」に改め、同条第2項中「であって、当該建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であるとき」を削り、「および第6条」を「および前条」に、「を同法」を「を建築基準法」に改め、同条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正（令和4年法律第69号）等に伴い、一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第51号

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する
件

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する
条例

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「34,000円（」を削り、「ついて」の次に「、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあつては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつては29,000円、」を、「方法」の次に「のみ」を加え、「18,000円」を「20,000円」に、「5,000円）」を「6,000円」に改め、同条第2号中「）と」を「）および」に、「次号に掲げるものを除く」を「法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る」に改め、同号の表中「71,000円」を「74,000円」に、「9,000円」を「11,000円」に、「120,000円」を「123,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「204,000円」を「208,000円」に、「46,000円」を「48,000円」に、「293,000円」を「298,000円」に、「83,000円」を「85,000円」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「当該計画が」を削り、「により行われるもの」を「のみにより行われる場合」に改め、同号の表中「34,000円」を「36,000円」に、「9,000円」

を「11,000円」に、「59,000円」を「62,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「107,000円」を「110,000円」に、「46,000円」を「48,000円」に、「162,000円」を「166,000円」に、「83,000円」を「85,000円」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床 面 積	金 額
300平方メートル未満の場合	55,000円（適合証を提出する場合には、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円（適合証を提出する場合には、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円（適合証を提出する場合には、48,000円）
5,000平方メートル以上の場合	231,000円（適合証を提出する場合には、85,000円）

第2条第5号中「計画（」を「計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）であるものに限る。）（」に、「前号の表」を「次の表」に改め、同号に次の表を加える。

床 面 積	金 額
300平方メートル未満の場合	26,000円（適合証を提出する場合には、11,000円）

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	34,000円（適合証を提出する場合には、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合には、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	109,000円（適合証を提出する場合には、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	160,000円（適合証を提出する場合には、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	198,000円（適合証を提出する場合には、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	244,000円（適合証を提出する場合には、212,000円）

第2条第6号中「係る計画」の次に「（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものに限る。）」を加え、同号の表中「89,000円」を「22,000円」に、「9,000円」を「11,000円」に、「112,000円」を「30,000円」に、「16,000円」を「18,000円」に、「150,000円」を「41,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「243,000円」を「102,000円」に、「77,000円」を「85,000円」に、「318,000円」を「153,000円」に、「122,000円」を「135,000円」に、「382,000円」を「189,000円」に、「154,000円」を「170,000円」に、「448,000円」を「234,000円」に、「192,000円」を「212,000円」に改め、同条に次の3号を加える。

(7) 複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものを除く。）（次号に掲げるものを除く。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床 面 積	金 額
-------	-----

300平方メートル未満の場合	241,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	302,000円（適合証を提出する場合にあっては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	389,000円（適合証を提出する場合にあっては、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	554,000円（適合証を提出する場合にあっては、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	682,000円（適合証を提出する場合にあっては、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	806,000円（適合証を提出する場合にあっては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	920,000円（適合証を提出する場合にあっては、212,000円）

- (8) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものを除く。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床 面 積	金 額
300平方メートル未満の場合	93,000円（適合証を提出する場合にあっては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	118,000円（適合証を提出する場合にあっては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	155,000円（適合証を提出する場合にあっては、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000	250,000円（適合証を提出する場合に

平方メートル未満の場合	あつては、85,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	326,000円 (適合証を提出する場合にあつては、135,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	392,000円 (適合証を提出する場合にあつては、170,000円)
25,000平方メートル以上の場合	459,000円 (適合証を提出する場合にあつては、212,000円)

(9) 複合建築物に係る計画 (第2号から前号までに掲げるものを除く。) 計画に係る建築物の住宅部分について第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および計画に係る建築物の非住宅部分について第5号の表、第6号の表、第7号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額 第3条第1号中「17,000円 (」を削り、「ついで」の次に「、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあつては19,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあつては14,500円、」を、「方法」の次に「のみ」を加え、「9,000円」を「10,000円」に、「2,500円)」を「3,000円」に改め、同条第2号中「および第3号」を「から第4号まで」に、「変更」を「変更後の計画」に、「又は第3号の表」を「、第3号の表又は第4号の表」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前条第5号」の次に「および第6号」を加え、「変更に係る同条第4号の表」を「変更後の計画に係る同条第5号の表又は第6号の表」に、「同表」を「これらの表」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「前条第6号」を「前条第7号および第8号」に、「変更に係る同号の表」を「変更後の計画に係る同条第7号の表又は第8号の表」に、「同表」を「これらの表」に改め、同号を同条第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 前条第9号に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更後の計画に係る住宅部分の前条第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更後の計画に係る非住宅部分の前条第5号の表、第6号の表、第7号の表又は第8号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

第4条第1項中「第2条第1項」を「第2条第1項第2号」に改め、同条第2項中「であつて、当該建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であるとき」を削り、「を同法」を「を建築基準法」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

一戸建ての住宅に関する簡易な評価方法による低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第52号

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「43,000円」を「45,500円」に、「35,000円」および「32,500円」を「37,000円」に、「30,000円」を「36,500円」に、「10,000円」を「12,100円」に、「5,000円」を「6,000円」に改める。

別表第2災害の防御および救助活動に従事した場合の項を次のように改める。

災害に係る 職務に従事 した場合	災害の防御および救助 活動に従事した場合	4時間以上 の場合	8,000円
		4時間未満 の場合	4,000円
	その他の場合		1,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員に支給する年額報酬の額等を改定するため、改正しようとするものである。

議案第53号

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件

秋田市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第45条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科もしくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号にお

いて「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科もしくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第45条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科もしくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第46条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第46条第2号中「および第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正（令和6年政令第102号）に伴い、布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第54号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「337.1ヘクタール」を「280.6ヘクタール」に、「10,518人」を「9,198人」に、「2,046.9立方メートル」を「1,690.5立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

河辺赤平農業集落排水施設および河辺下三内農業集落排水施設の廃止に伴い、農業集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第55号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件

秋田市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市河辺赤平農業集落排水施設の項および秋田市河辺下三内農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市河辺赤平農業集落排水施設および秋田市河辺下三内農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市河辺赤平農業集落排水施設および秋田市河辺下三内農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市

農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

提案理由

河辺赤平農業集落排水施設および河辺下三内農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第56号

公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件

次のとおり公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する定款

公立大学法人秋田公立美術大学定款（平成24年9月28日議決）の一部を次のように変更する。

第16条第1号、第18条第1号および第20条第1号中「ならびに中期計画および年度計画」を「および中期計画」に改める。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可を受けた日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人法の一部改正（令和5年法律第58号）に伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第57号

秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画の一部を変更する件

次のとおり秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画の一部を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂積 志

秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画の一部を変更する件
秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画（令和6年3月19日議決）の一部を次のように変更する。

3の公共的施設の整備計画の表を次のように改める。

（単位 千円）

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
観光施設	秋田市	(1,000,611)	—	(1,000,611)	(986,200)
		1,424,107	—	1,424,107	1,407,800
合計		(1,000,611)	—	(1,000,611)	(986,200)
		1,424,107	—	1,424,107	1,407,800

※（ ）内は変更前の額

提案理由

秋田市雄和ふるさと温泉の改修に係る事業費を増額する必要が生じたため、秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画の一部を変更することにつ

いて、議会の議決を求めようとするものである。

議案第58号

秋田市雄和平尾鳥辺地に係る総合整備計画を定める件

次のとおり秋田市雄和平尾鳥辺地に係る総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求めらる。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市雄和平尾鳥辺地に係る総合整備計画 別紙

提案理由

秋田市雄和平尾鳥辺地に係る総合整備計画を定めるため、議会の議決を求めようとするものである。

秋田市雄和平尾鳥辺地に係る総合整備計画

(令和7年度)

秋田市

総合整備計画書

秋田県秋田市雄和平尾鳥辺地
(辺地の人口251人、面積6.9km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

秋田市雄和平尾鳥字広面、藤森、竹ノ花、野田、中村、金井田、善知鳥、築場、中田、中山、西野、田向、臼ヶ沢、細田、外ノ沢、修羅沢、大巻、長滝、下野、蒲田、長田、田ノ沢、西ノ沢、馬落、小平、柳沢、中谷地、古道沢、森ノ前、石名沢、平尾鳥

(2) 辺地の中心の位置 秋田市雄和平尾鳥字細田45番地7

(3) 辺地度点数154点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地域は、秋田市の中心部から南東へ18km、主要地方道秋田雄和本荘線、主要地方道秋田空港線、県道秋田空港東線をとおり、雄和市民サービスセンターから東へ4km地点に位置する秋田空港南東に隣接した集落である。

当該辺地に所在する藤森飲料水供給施設は、現在、給水人口8世帯15人に対し給水しているが、昭和54年度の開設から40年以上が経過し、原水に濁水が発生したり、大腸菌や芽胞菌が確認されるなど、水源に不安を抱えている状況にあり、安全な生活用水の供給を行うための対策を実施する。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度の1年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
飲料水供給 施設	秋田市	17,443	—	17,443	17,300
合計		17,443	—	17,443	17,300

議案第59号

包括外部監査契約を締結する件

次により包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 契約の金額 9,871,400円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。
- 5 契約の相手方 住所 秋田県秋田市南通亀の町6番5号
グリーンキャピタル南大通202号
氏名 津 村 隆
資格 公認会計士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第60号

秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | |
|---------|--|
| 1 施設名 | 秋田市仁井田地区コミュニティセンター |
| 2 指定管理者 | 秋田市仁井田本町四丁目5番20号
仁井田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 相 場 隆 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

提案理由

仁井田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第61号

秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市東部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市東部市民サービスセンターの項第1号から第6号までおよび第8号に規定する多目的ホール、地域文化ホール、和室、洋室、調理室、陶芸工作室および読書室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市広面字釣瓶町13番地3
東部地域づくり協議会
会長 加 藤 長二郎
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

東部市民サービスセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第62号

秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市檜山地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市檜山南中町1番9号
檜山地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 木 山 二 郎
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

檜山地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第63号

秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市茨島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市茨島一丁目4番71号
茨島地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 成 田 一 廣
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

茨島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第64号

市道上北手牛島線牛島車輛基地跨線橋橋梁補修工事の施行に関する協定を締結する件

次により工事施行協定を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 協 定 名 | 市道上北手牛島線牛島車輛基地跨線橋橋梁補修工事の施行に関する協定 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市檜山城南新町地内ほか |
| 3 | 協 定 金 額 | 1,451,133,200円 |
| 4 | 協定の相手方 | 秋田市中通七丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員秋田支社長 井 料 青 海 |

提案理由

市道上北手牛島線牛島車輛基地跨線橋橋梁補修工事の施行に関する協定を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第65号

旧秋田市文化会館解体工事請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月12日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和6年7月1日（議案第103号）
- 2 工 事 名 旧秋田市文化会館解体工事
- 3 工 事 場 所 秋田市山王七丁目3番1号ほか
- 4 変 更 事 項 契約金額「924,000,000円」を「1,152,268,700円」に変更する。
- 5 契約の相手方 林・藤重・中山建設工事共同企業体
代表者 秋田市土崎港南一丁目14番37号
株式会社林工務店
代表取締役 林 徳彦
- 6 変 更 理 由 屋上アスファルト防水等に広範囲にアスベスト含有が認められたことから、アスベスト除去工事を追加することなどによる。

提案理由

旧秋田市文化会館解体工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。